

令和6年度ひらかたゼロカーボン推進補助金交付要領

施行日 令和6年8月30日

改正 令和6年10月30日

(趣旨)

第1条

この要領は、枚方市補助金等交付規則（昭和40年枚方市規則第30号。以下「規則」という。）、ひらかたゼロカーボン推進補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）及び二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和4年3月30日環政計発第2203301号）第29条第1項の規定に基づき、ひらかたゼロカーボン推進補助金（以下、「補助金」という。）の令和6年度における交付手続きについて、必要な事項を定めるものとする。

(交付の申込)

第2条

補助金の交付を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、補助対象設備の導入完了前に補助金の交付を受けようとする場合は、令和6年9月2日から令和7年1月31日までの間に、ひらかたゼロカーボン推進補助金交付申込書（様式第1号）（以下「申込書」という。）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 実施計画書（様式第2号）
 - (2) 実施計画書設備個票（様式第3号の1から第3号の5まで）
 - (3) 補助対象経費に係る見積書の写し（内訳の記載があるもの）
 - (4) 導入設備の仕様及び設置場所が分かる資料（カタログ、配置図、位置図、写真等）
 - (5) 太陽光発電設備導入に係る誓約書（様式第4号）（太陽光発電設備導入に限る。）
 - (6) 蓄電池設備導入に係る誓約書（様式第5号）（蓄電池設備導入に限る。）
 - (7) 住民票の写し又は運転免許証、マイナンバーカードの写しなど写真付本人確認書類（個人に限る）
 - (8) 法人の登記事項証明書（申込日前3カ月以内に取得したもの）（法人に限る）
 - (9) 営業許可書、開業届出書、確定申告書の写しのいずれかの書類（個人事業主に限る）
 - (10) 市税の滞納無証明
 - (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 申込者は、補助対象設備の導入完了後に補助金の交付を受けようとする場合は、令和6年9月2日から令和7年1月31日までの間に、申込書に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。
- (1) 実施結果書（様式第6号）
 - (2) 実施結果書設備個票（様式第7号の1から第7号の5まで）
 - (3) 導入設備の設置に係る契約書の写し
 - (4) 導入設備の設置に係る領収書（請求書等）の写し（支払い明細が分かること）
 - (5) 導入設備の仕様が分かる資料（カタログ等）
 - (6) 導入設備の設置状況が分かる写真
 - (7) 太陽光発電設備導入に係る誓約書（様式第4号）（太陽光発電設備導入に限る。）
 - (8) 蓄電池設備導入に係る誓約書（様式第5号）（蓄電池設備導入に限る。）
 - (9) 住民票の写し又は運転免許証、マイナンバーカードの写しなど写真付本人確認書類（個人に限る）
 - (10) 法人の登記事項証明書（申込日前3カ月以内に取得したもの）（法人に限る）
 - (11) 営業許可書、開業届出書、確定申告書の写しのいずれかの書類（個人事業主に限る）
 - (12) 市税の滞納無証明
 - (13) 導入設備のメーカーが発行する保証書の写し（電気自動車の場合、自動車検査証の写し）
 - (14) 竣工検査報告書の写し
 - (15) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 3 申込額の合計が、予算額を上回ることとなった日の申込は、抽選により補助金の交付を受ける者の優

先順位を決定するものとする。

(交付の決定及び確定)

第3条

市長は、前条第1項の規定による申込があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、ひらかたゼロカーボン推進補助金交付決定通知書(様式第8号。以下「交付決定通知」という。)により、交付しない決定をしたときはひらかたゼロカーボン推進補助金不交付決定通知書(様式第9号)により、当該申込を行った者に通知するものとする。

2 市長は、前条第2項の規定による申込があった場合は、その内容を審査し、必要があると認めるときは第8条の規定による現地調査等を行い、補助金の交付を決定し、補助金の額を確定したときは、ひらかたゼロカーボン推進補助金交付決定兼確定額通知書(様式第10号)により、交付しない決定をしたときは補助金不交付決定通知書(様式第9号)により、当該申込を行った者に通知するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、申込を行った者が規則第6条の2に該当する場合は、補助金の交付の決定をしない。

(申込内容の変更等)

第4条

前条第1項又は第2項の交付決定通知により交付の決定があった者(以下「交付決定者」という。)は、補助事業の内容を変更又は廃止しようとするときは、あらかじめひらかたゼロカーボン推進補助金(変更・廃止)承認申請書(様式第11号)を市長に提出しなければならない。変更の場合は、交付申込時の提出書類に準じて、変更内容がわかるように記載した資料を添付するものとする。ただし、補助金の金額に変更を及ぼさない軽微な変更については、この限りでない。

2 市長は、前項の申請書が提出されたときは、その内容を審査し、ひらかたゼロカーボン推進補助金(変更・廃止)決定通知書(様式第12号)により、変更後の決定内容を当該交付決定者に通知するものとする。

(交付の条件)

第5条

補助金の交付の決定には、次の条件を付すものとする。

- (1) 交付決定者は、補助対象設備について、管理するための台帳を備え、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- (2) 交付決定者は、処分制限期間(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省第15号))が経過するまで、補助対象設備(取得価格が単価50万円以上の機械及び器具、備品及びその他の重要な財産)を補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し(廃棄を含む。)を行ってはならない。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。
- (3) 交付決定者は、前号ただし書の市長の承認を受ける場合は、あらかじめ財産処分等承認申請書(様式第13号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項第3号の申請書が提出されたときは、その内容を審査し、承認に伴う条件を財産処分等承認通知書(様式第14号)により、当該交付決定者に通知するものとする。

3 市長は、交付決定をする場合において、必要があると認めるときは、補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付すものとする。

(補助事業の完了予定期日の変更)

第6条

補助事業の予定が期間内に完了しないため、当該事業の完了予定期日を変更しようとするときは、市長に完了予定期日変更報告書(様式第15号)を提出し、その旨を報告するものとする。ただし、変更後の完了予定期日が当初の完了予定期日後2か月以内である場合は、この限りでない。

(状況報告)

第7条

市長は、必要と認めるときは、交付決定者に対して、経理状況その他必要な事項について、補助対象事業の遂行状況を求めることができる。

(現地調査)

第8条

市長は、交付決定者に対し、必要に応じて現地調査を行うことができる。

(実績報告)

第9条

交付決定者（第2条第1項の規定による交付申込を行った者に限る。）は、補助対象設備の導入が完了したときは、すみやかに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 実施結果書（様式第6号）
- (2) 実施結果書設備個票（様式第7号の1から第7号の5まで）
- (3) 導入設備の設置に係る契約書の写し
- (4) 導入設備の設置に係る領収書（請求書、振込明細書等）の写し（支払い明細が分かること）
- (5) 導入設備の設置状況を示す写真（自宅等の一部と機器が写るもの）
- (6) 導入設備のメーカーが発行する保証書の写し（電気自動車の場合、自動車検査証の写し）
- (7) 竣工検査報告書の写し
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の提出は、令和7年2月28日までに行わなければならない。

3 市長は、第1項の規定による書類の提出があった場合は、その報告に係る交付申込及び交付決定の内容に適合するものであるかを審査し、必要があると認めるときは第8条の規定による現地調査等を行い、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、ひらかたゼロカーボン推進補助金交付確定額通知書（様式第16号）により通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条

交付決定者（第2条第1項の規定による交付申込を行った者に限る。）は、前条第3項の規定による通知があった場合は、ひらかたゼロカーボン推進補助金交付請求書（様式第17号）をすみやかに提出し、補助金の交付を請求するものとする。

2 交付決定者（第2条第2項の規定による交付申込を行った者に限る。）は、第3条第2項の規定による交付決定の通知があった場合は、ひらかたゼロカーボン推進補助金交付請求書（様式第17号）をすみやかに提出し、補助金の交付を請求するものとする。

3 前2項の請求は、令和7年3月14日までに行わなければならない。

4 市長は、第1項又は第2項の請求に基づき補助金を交付するものとする。

(補助金の額の再確定)

第11条

交付決定者は、第3条第2項又は第9条第3項の規定による確定額通知を受けた後において、補助金に関して、違約金、返還金その他補助金に代わる収入があったこと等により補助金に要した経費を減額すべき事情がある場合は、市長に対し当該経費を減額して作成した書類を第2条第2項又は第9条第1項に準じて提出するものとする。

2 市長は、前項に基づく書類の提出を受けた場合は、第3条第2項又は第9条第3項に準じて改めて額の再確定を行うものとする。

3 市長は、交付決定者に補助金の額を再確定した場合において、その額を超える補助金が既に交付され

ているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

4 前項の補助金の返還期限は、その命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消)

第12条

市長は、補助事業の全部又は一部の廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、交付決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付の条件に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正の行為により補助金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき。
- (3) 要綱又は規則に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか市長が適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消した場合は、ひらかたゼロカーボン推進補助金交付決定取消通知書(様式第18号)により交付決定者に通知する。

(補助金の返還)

第13条

市長は、前条第1項の規定による取消しを行った場合について、既に当該取消しに係る部分に関し補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の返還を命ずるものとする。

2 市長は、前項の返還を命ずる場合であって、規則第18条第1項に基づく交付の決定の取消しである場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

3 第1項に基づく補助金の返還については、第11条第4項の規定を準用する。

(電子情報処理組織による申込等)

第14条

申込者は、第2条の交付の申込、第9条の実績報告、第10条の補助金の請求については、電子申込により行うことができる。ただし、要綱第4条第1項第1号、第2号に掲げる対象設備に係る電子申込については、第10条の補助金の請求に限る。

(書類の保管等)

第15条

交付決定者は、補助金について経理を明らかにする書類、当該設備の仕様が分かる書類及び帳簿を作成し、対象事業の完了した年度の翌年度から起算して、5年間保存しなければならない。ただし、補助対象設備について、第5条第1項第2号で定める処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳その他関係書類を保存しなければならない。

2 交付決定者のうち、要綱第4条第1項第1号に定める太陽光発電設備を導入した者は、当該太陽光発電設備の利用状況(発電電力量、自家消費率、売電量)が分かる書類を補助対象設備の設置が完了した年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

3 前2項の規定に基づき保管すべき帳簿等のうち、電磁的記録により保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

4 市長は、必要に応じて、前3項に定める書類に関する報告を求めることができ、交付決定者はこれに応じなければならない。

(様式)

第16条

この要領に規定する様式第1号から様式第18号までの様式は、別に市長が定める。

(要綱で別に定めるとした事項)

第17条

要綱で別に定めるとした事項は、別紙1のとおりとする。

(要綱で市長が指定するもの)

第18条

要綱で市長が指定するものとした事項は、別紙2のとおりとする。

附則

(施行期日)

1 この要領は、制定の日から施行する。

2 この要領は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、令和7年1月31日までに申込のあった補助金の交付に係る規定の適用については、この要領の失効後もなおその効力を有する。

附則

この要領は、制定の日から施行し、令和6年8月30日に遡及して適用する。